

# 那珂市文化協会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は那珂市文化協会と称し、事務所を那珂市教育委員会生涯学習課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市民の文化に対する認識と創造性の啓発により、文化の振興と文化の香り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団体の指導育成及び文化活動の振興。
- (2) 加盟団体の交流と会員相互の融和。
- (3) 文化芸術祭の開催及び芸術文化の紹介。
- (4) 芸術文化振興のための調査研究。
- (5) 文化事業への協力と参加。
- (6) その他、本協会の目的達成に必要な事業。

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、那珂市において文化活動を行う団体をもって組織し、別表第1に掲げる部会によって構成する。

2 団体は、2名以上をもって構成し、部会は、2団体以上をもって構成する。

3 部会は、理事会の承認を得て廃止及び名称等の変更を行うことができる。

(入会及び退会)

第5条 本会に加入しようとする団体は、那珂市文化協会加入申請書(様式第1号)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会を退会しようとする団体は、那珂市文化協会退会届(様式第2号)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 本会は、団体として不適当と認めたときは、理事会に諮りこれを退会させることができる。

## 第3章 役員及び事務局員

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 部会の代表者1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長、監事は理事会において選出し総会の承認を得る。

2 事務局長は、理事会において選出し会長がこれを委嘱する。

3 理事は、各部会の代表者をもってあてる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、部会新設等により増員になった役員任期は、他の役員残任期間とする。

3 役員は、任期を満了しても後任者の就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理し理事会議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事は、他の役員と協力し本会事業の企画運営にあたる。

(4) 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(5) 事務局長は、本会の事務及び会計を掌理する。

(事務局員)

第10条 本会に事務局員若干名を置くことができる。

2 事務局員は、会長が理事会承認を得てこれを委嘱し事務及び会計をつかさどる。

## 第4章 評議員

(評議員選出)

第11条 評議員は各団体から1名を選出し、会長に報告しなければならない。

(評議員任期)

第12条 評議員任期は、第8条に準ずる。

(評議員任務)

第13条 評議員は、総会において本会運営に関する事項を審議し、事業の遂行に協力する。

## 第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第14条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会推薦を得てこれを委嘱する。

(顧問及び参与の任務)

第15条 顧問は、本会事業につき、会長の諮問に応ずる。また、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

2 参与は会長の要請する事項について援助、協力する。

## 第6章 会議

(会議)

第16条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長が招集する。

(総会開催)

第17条 総会は、役員並びに評議員をもって構成し年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は、評議員総数の3分の1以上の要求があったときは臨時に開催することができる。

2 総会議長は、評議員の中から選出する。

(理事会の開催)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成し、会長が必要と認めるとき開催することができる。

(会議の定足数)

第19条 会議は、総会においては評議員の、理事会においては理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第20条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第21条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の決定及び事業報告の承認。
- (2) 予算の決定及び決算の承認。
- (3) 規約の改正。
- (4) 役員承認。
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事項。

(理事会)

第22条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 本協会への入会及び脱会。
- (3) 会長、副会長、監事、事務局長の選出。
- (4) 顧問及び参与の推薦。
- (5) 事務局員の承認。
- (6) その他本協会の運営に必要な事項。

## 第7章 会 計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第24条 会費は部会ごとに、総会時に納入するものとする。ただし金額は別に定める。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

(会員の義務)

第26条 部会は、毎年度当初に次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 前年度事業報告及び決算書
- (2) 当該年度事業計画及び予算書
- (3) 団体員名簿及び役員名簿

(規約改正)

第27条 本規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

(細則)

第28条 本規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定めることができる。

附 則

本規約は、平成12年5月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

本規約は、平成24年5月26日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	部 会 名	種 目
1	美 術	日本画・洋画・水墨画・彫刻
2	書 道	書
3	写 真	写真
4	器 楽	器楽
5	声 楽	声楽
6	舞 踊	バレエ・ダンス・日本舞踊
7	芸 能	郷土民俗芸能・吟詠剣詩舞
8	華 道	華道
9	茶 道	茶道
10	手 工 芸	陶芸・工芸・手芸
11	文 学	短歌・俳句・古代文学・朗読・川柳
12	囲 碁 将 棋	囲碁・将棋
13	百 趣	上記に属さないもの